

政府・与党の問題ある国会答弁について

参議院審議において未だ解決を見ていない以下の3つの論点について、問題のある答弁を記載している。(1) 限定的集団的自衛権を明確に否定している過去の政府答弁について、(2) 日本が武力攻撃を受けた場合、後方支援を行う国に対し武力行使が可能かにつき答弁が変遷していることについて、(3) 大量破壊兵器の輸送について法律上排除していないと繰り返す答弁について、及び、(4) 違法な戦争に対して後方支援しないとする国際法上の担保がない点について、について以下、列挙する。

(1) 限定的集団的自衛権を明確に否定している過去の政府答弁について

集団的自衛権の行使については、その限定的な行使を含め、過去の国会審議において複数回検討されている。そしてそのたびに否定されている。ここでは、代表的なものとして、平成16年の質問趣意書と、同年予算委員会での安倍現総理と秋山法制局長官の質疑を紹介する。

平成16年5月28日提出質問第114号

質問者：島聡（民主党・無所属クラブ） 答弁：内閣総理大臣小泉純一郎（当時）

質問：例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価しうる場合に、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。このような解釈を含め、集団的自衛権に関する憲法解釈について政府として変更の余地は一切ないのか。

答弁：集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだすのが難しく、政府としては、その行使は憲法上

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体の事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものとする。

この答弁では、個別的自衛権に密着した一種の限定的集団的自衛権の行使について、これが認められないかが問われたところ、自衛権発動の三要件（第一要件は我が国に対する武力攻撃）を満たす場合にのみ実力を持って当該攻撃を排除することが許されるとしており、“限定的”と政府が主張するものを含め、集団的自衛権は認められないと結論づけている。

平成16年1月26日159回衆議院 予算委員会 2号

「○安倍委員（前略）…「わが国を防衛するため必要最小度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにあります、この「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけでありまして。とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいというふうに思います。

「○秋山政府特別補佐人（前略）…御質問の後段の、憲法解釈において政府が示している、必要最小度を超えるか超えないかというのは、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかと、この御質問でございますが、憲法九条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権国として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法九条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げているわけでございます。

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがって、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。

安倍委員（現首相）は、自衛権の行使について数量的に捉えており、必要最小限の範囲であれば、個別的自衛権はもちろん集団的自衛権であっても認められるという前提で質問をしている。それに対して秋山法制局長官は、数量的な概念ではないと明確に述べており、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えているという説明をしているのは、自衛のための三要件の第一要件である「我が国に対する武力攻撃」を満たしていないということだと述べて、明確に安倍氏の数量的な必要最小限度論を否定している。

つまり、我が国に対する武力攻撃の存在が無いのに我が国が自衛権を行使することは、必要最小限度かどうかという問題以前に違憲だとしているのである。

（2）日本が武力攻撃を受けた場合、後方支援を行う国に対し武力行使が可能かにつき答弁が変遷していることについて

従来の政府答弁においては、日本に対して武力攻撃を加える国に、後方支援を行う国に対しても、自衛権の行使として武力行使ができると答弁してきた。しかしながら、今国会になって、後方支援のみを行う国に対しては、武力行使をすることができないという答弁に変えている。

昭和56年4月20日 4号 安全保障特別委員会

「○角田（禮）政府委員 ...わが国に武力攻撃を加えている国の軍隊の武器を第三国の船が輸送をしている、それを臨検することができるかという点でございまして、一般論として申し上げるならば、ある国がわが国に対して現に武力攻撃を加えているわけですから、その国のために働いているその船舶に対して臨検等の必要な措置をとることは、自衛権の行使として認められる限度内のものであれば、それはできるのではないかとこのように私どもは考えております、...」

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

平成11年3月26日 3号日米防衛協力のための指針に関する特別委員会
「○大森（政）政府委員 ……A国が我が国に対して武力攻撃をしている、B国がA国に対して、我が国がそのB国の武器を輸送している船舶に対して自衛権の行使ができるか、その理由はなにか、こういうことでございますね。……B国の行為がA国の我が国に対する武力行使と一体化している、したがってB国の行為も我が国に対する武力行使にあたる、そういう場合であるならば我が国は自衛権が行使できます。あくまで我が国に対する武力行使、自衛権発動の要件を満たすという状態に達しているならば自衛権行使ができますということをお答えしたものでございます。」

平成11年4月20日 9号日米防衛協力のための指針に関する特別委員会
「○高村国務大臣 ……A国に対するB国の後方支援と我が国の自衛権行使について一般論としてお答えをいたしますと、第三国であるB国がその国の行為として、我が国に対して武力攻撃を行っているA国を支援する活動を行っている場合について、B国のそのような行為が我が国に対する急迫不正の侵害を構成すると認められるときは、我が国は、これを排除するために他の適当な手段がなく、必要最小限度の実力の行使と判断される限りにおいて自衛権の行使が可能である、こういうことでございます。」

平成11年8月5日

8号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「中谷国務大臣 我が国に対して武力攻撃を行っているのはA国ですよね、A国が日本に武力攻撃を行っている、そして、それを、後方支援がB国が行っているとしたら、A国に対しては我が国としては個別的自衛権等に基づいて武力の行使を行うことはできますが、B国に対してはできないということでございます。

「○藤末委員 それができない理由を教えてください、法上の。じゃ、理由を教えてください、理由を。なぜできないかというのを教えてください。」

「○中谷元国務大臣 三要件を満たしているかどうかということで、三要件をA国に対して満たしたということでございます。ところが、B国は後方支援を行っているということございまして、B国に対してはできないということでございます。」

「○藤末委員 どのようにその三要件を満たしていないか教えていただけますでしょうか。」

「○中谷国務大臣 B国は我が国に対して武力行使、武力攻撃をしていないということでございます。」

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

平成27年9月9日

18号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「藤末委員 A国というヘリコプターがある、そしてB国の艦艇が、魚雷と給油をしていますと。そして、そのB国の船が我が国の自衛隊の潜水艦の魚雷の射程に入ったときにそれを攻撃できないとおっしゃるのか、イエスかノーかでお答えください。」

「中谷国務大臣 我が国に対して武力攻撃を行っているというのはA国でありまして、B国の艦船は後方支援、これは給油を行っているのみでありまして、武力攻撃を構成していないということであれば、B国に対しては武力攻撃はできないと考えております。」

平成27年9月11日

19号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○福山哲郎委員 ...A国は日本に違法な武力攻撃をしています。B国は、このA国の戦闘機に補給艦が同じように給油や弾薬を補給しています。このB国の補給艦に対して日本は自衛権を行使できますか。」

「○中谷国務大臣 我が国に対して武力攻撃を行っているのはA国でありまして、B国は後方支援を行っているのみでありまして、武力攻撃を構成をしていないということであれば、A国に対しては我が国としては、国際連合憲章上、個別的自衛権に基づき武力の行使を行うことはできますが、B国に対してはできません。」

- (3) 大量破壊兵器の輸送につき法律上排除していないと繰り返す答弁について
重要影響事態安全確保法・国際平和支援法においては武器と弾薬の輸送が可能となっている。その内容について、大量破壊兵器の輸送、すなわち、核兵器、毒ガス、ミサイル、劣化ウラン弾、クラスター爆弾等の武器が法文上排除されていないことを示す答弁を、以下列挙する。

- ・ 核兵器について

平成27年8月5日 参議院

8号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○白眞勲委員 これからは、そうすると、日本の自衛隊は核兵器を運ぶことがこの法文上可能になるということでございますね。法文上です、私が聞いているのは。」

「○中谷国務大臣 法文上は排除しておりませんが、ただし、ACSAにおき

<資料2>

2015.09.16 水上貴央

まして、ミサイル、これは含まないということになっております。また、それ以上に非核三原則というのが我が国がございますので、この原則は維持するということでございます。」(略)

「○中谷国務大臣 先ほど、武器の輸送について法律上運ぶことができないとされているということございましたが、これは法律上は特定の物品の輸送を排除する規定はないということでございます。

ただし、核兵器につきましては非核三原則もございまして、また、米国自身もそういうことは表明をしていないわけでございますので、全く我が国としてはそういう核兵器の運搬につきましては想定をしてないということでございます。」

平成27年8月5日 参議院

8号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○藤末健三委員 ...核兵器、化学兵器、毒ガス兵器や生物兵器、そのような兵器は法理上輸送可能でしょうか、お答えください。

「○中谷国務大臣 まず、輸送、補給といった後方支援に関する法律の規定の仕方につきましては、現行の周辺事態法、また米軍関連措置法と変わっておりません。したがって、法律上は排除していないということでございます。」

平成27年8月21日 参議院

11号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○清水貴之委員 ...現状の政府案では、自衛隊による弾薬の提供、そして武器弾薬の輸送というのが可能になっています。この弾薬には、核兵器、ミサイル、クラスター爆弾、これも分類されるということがこれまでの審議で明らかになりました。ということは、法律上は提供、輸送が可能だということなんです。...」

「○中谷国務大臣 例えば核兵器、せんだつても議論になりましたけれども、我が国は大量破壊兵器などの輸送を行わないということはこれはもう当然のことでございます、また現実にも考えられないわけでありまして、そんなことまで全て法律に規定する必要はないと。」

・毒ガスについて

平成27年8月5日 参議院

8号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○白眞勲委員 いや、私が聞きたいのは、法文上、この法文上です、私たち

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

はこの今法案を審議しているんです、この法文上、毒ガスは運べることになっているのかどうか、輸送ができるかどうかです。

「○国務大臣（中谷元君） 法文上は除外はしてありませんが、現在ある周辺事態法、これの輸送、この中には、そういった除外規定というのは毒ガスに関してはないということでございます。」

・ミサイルについて

平成27年8月5日 参議院

8号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○白眞勲委員 では、もう一つ確認なんですけれども、七月二十九日の防衛大臣の御答弁で、米軍のミサイルは輸送できるのかという質問に対しまして、大臣は、法律では除外をした規定はございませんとされていますから、運べるということによろしゅうございますね。これも確認でございます。」

「○中谷国務大臣 ミサイルは弾薬に分類しておりますが、ただし、日米間のACSAによりましてミサイルは除くということになっておりますので、ミサイルを輸送するということは想定はしてないということでございます。」

「○白眞勲委員 いや、私が聞いているのは想定ではございません。条約というのは変わります。それでなくて、法文上は可能かどうかを聞いているんですけれども。」

「○中谷国務大臣 法文上は可能でございますが、ACSAにおきましても条約でございます。」

・劣化ウラン弾、クラスター爆弾について

平成27年8月3日

6号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○井上哲士委員 ...アメリカから依頼をされれば、この非人道的兵器、クラスター爆弾や劣化ウラン弾も日本は輸送するということは、法的に排除されないんじゃないのでしょうか。」

「○中谷国務大臣 ...劣化ウラン弾につきましては、人の健康等に対する影響に関して国際機関による調査が行われてきておりますが、現時点で国際的に確定的な結論は導かれていないと認識をいたしております。我が国としては、保有をしたことのない弾薬でありますので、劣化ウラン弾の輸送の安全性について承知していないために、現時点において、他国の劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することができるかどうか、これは確定的に申し上げることができません。

また、クラスター弾につきましては、法律上、排除はしてありませんが、ク

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

クラスター条約締結国であるという我が国の立場も踏まえまして、事態に応じて慎重に判断をしていくことになると考えております。このクラスター弾に関する条約におきまして、我が国は締結をしておりますけれども、同条約が規定をする移譲、移譲に当たらない形であればクラスター弾の輸送を行うことは、条約上は否定をしておりますが、いずれにしましても、特にこれらの弾薬を輸送することは、念頭に置いて今般の法整備を行うわけではないと。」

(4) 違法な戦争に対し後方支援しないとする国際法上の担保がない点について

- ・ 後方支援の前提となる武力行使は国連決議や安保理決議を要件とせず、国際法上の担保がないことについて

平成27年9月14日

20号我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○福島みずほ委員 集団的自衛権の行使と、重要影響事態のいわゆる後方支援の前提となる武力行使は国連決議や安保理決議を要件としていないということによろしいですね。」

「○安倍内閣総理大臣 重要影響事態はですね、それはまさに我が国に重要な影響を与える事態ということでございますから、この安保理決議等は必要としないわけでございます。」

「○福島委員 集団的自衛権の行使の場合はどうですか。」

「○安倍内閣総理大臣 集団的自衛権の行使につきましては、まさに、我が国の存立に関わり、国民の生命・自由・幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある中において武力の行使をするわけございまして、国連決議は必要ないわけでございます。」

- ・ イラク戦争時、アメリカの武力行使を支持した理由等の検証が不十分であることについて

平成27年9月14日

20号我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

「○福島みずほ委員 イラク戦争の時、日本がアメリカのイラク戦争指示し、イラク特措法を作る時に、どのような情報で正しい戦争であると判断したのですか。」

「○安倍内閣総理大臣 当時のフセイン政権が、累次にわたる国連決議に反していたということでございます。そして、かつて大量破壊兵器を使った、

<資料 2 >

2015.09.16 水上貴央

使用したという実績があったわけでございます。そしてそれを持っていない、作っていないということを証明できるにも関わらず、その証明を行わなかったという中において、我々は米国の武力行使を支持したということでございます。」

「○福島委員 大量破壊兵器はありませんでしたね。」

「○安倍内閣総理大臣 しかしですね、フセイン政権が大量破壊兵器について保持をしていない、作成をしていないということを証明できるにも関わらず、その証明を行わなかったということでございます。」

「○福島委員 大量破壊兵器がないにも関わらず、アメリカは先制攻撃をしたんですよ。オランダは国際法違反だと検証しました。日本はイラク戦争支持の検証すらやらない。その時の情報開示も総理の答弁の程度です。今の時点で、判断は変わらないということよろしいですか。正しい戦争なんですか。」

「○安倍内閣総理大臣 妥当性は変わらないというのが政府の判断でございます。」

以上